

京都市告示第347号

平成31年3月29日京都市告示第666号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を令和元年10月1日から次のように改めます。

令和元年10月1日

京都市長 門川 大作

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
三条市営住宅	第6棟	2階以下					0.8443
		3階以上					0.7943

」

を

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
三条市営住宅	第6棟	2階以下	あり	あり	あり		0.9643
		2階以下	なし	なし	なし		0.8443
		3階以上					0.7943

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)